

石巻専修大学における安全保障輸出管理に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、石巻専修大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するため、暫定的に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この申し合わせにおける用語の定義は、経済産業省 貿易管理部「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス（大学・研究機関用）・第三版」（平成29年10月）において定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この申し合わせは、本学の教職員等が本学の活動に関して行う、すべての輸出等に関する業務に適用する。

2 前項の業務には、教職員等の指導の下に学生等が行う活動における輸出等に関するものを含む。

(基本方針)

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 技術の提供及び貨物の輸出を行う場合は、外為法等を遵守する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備・充実を図る。

(輸出管理の責任者)

第5条 本学の輸出管理に係る業務に対応するため、輸出管理最高責任者、輸出管理統括責任者及び輸出管理責任者を置く。

- 2 輸出管理最高責任者は、学長とし、輸出管理に関し最終的な決定を行う。
- 3 輸出管理統括責任者は、研究活動等コンプライアンス委員会委員長とし、輸出管理に係る業務（方針や基本施策の企画等、規程等の制定・改廃、運用や手続き等の策定・改廃、該非判定及び取引審査の承認・記録保存、経済産業省への関連相談や許可申請、監査、研修、その他必要な事項）を統括する。
- 4 輸出管理責任者は、事務部長とし、統括責任者の指示に基づき輸出管理に関する事務を行う。

(審議)

第6条 本学の輸出管理に関する重要な審議は、暫定的に研究活動等コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）が担う。

- 2 委員会は、今後の本学輸出管理の体制整備に向け、必要な規程等の検討を行う。

(事前確認)

第7条 輸出等を行おうとする教職員等は、別途定める事前確認シートに基づき、輸出管理の適切性について、事前確認を行わなければならない。

- 2 事前確認の結果、取引審査の手続きの必要性が高いと判断された場合は、管理責任者へ報告しなければならない。
- 3 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、事実関係を確認し適切な措置を講ずる。

(事務)

第8条 この申し合わせに関する事務は、事務部事務課が行う。

(その他)

第9条 この申し合わせに定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申し合わせは、令和2年6月10日から施行する。